

「国有林の地域別の森林計画」の案及び変更計画の案に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果

令和3年12月

関東森林管理局

1 計画を策定、変更する森林計画区

計画を策定する計画区	計画を変更する計画区	
1 会津森林計画区 2 霞ヶ浦森林計画区 3 渡良瀬川森林計画区 4 利根下流森林計画区 5 伊豆諸島森林計画区 6 富士川上流森林計画区 7 伊豆森林計画区	1 磐城森林計画区 2 阿武隈川森林計画区 3 奥久慈森林計画区 4 八溝多賀森林計画区 5 水戸那珂森林計画区 6 那珂川森林計画区 7 鬼怒川森林計画区 8 利根上流森林計画区 9 吾妻森林計画区 10 西毛森林計画区 11 埼玉森林計画区 12 千葉北部森林計画区	13 千葉南部森林計画区 14 多摩森林計画区 15 神奈川森林計画区 16 下越森林計画区 17 中越森林計画区 18 上越森林計画区 19 佐渡森林計画区 20 山梨東部森林計画区 21 富士川中流森林計画区 22 静岡森林計画区 23 富士森林計画区 24 天竜森林計画区

2 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

(1) 処理の結果の区分

1	修文するもの	意見を踏まえ、当該計画を修文するものです。
2	趣旨を取り入れているもの	意見の趣旨が既に当該計画に記述されているか、又は意見の趣旨に沿って、今後、地域管理経営計画に記述されたり、施策を推進することとしていること等から、特に修文しなかったものです。
3	趣旨の一部を取り入れているもの	意見をそのまま当該計画に記述することは困難ですが、意見の趣旨の一部が、当該計画に記述されたり、今後、地域管理経営計画に反映されると見込まれるものです
4	今後の検討課題等	意見の趣旨からして、意見をそのまま当該計画に記述することは困難であります、今後の国有林野の管理経営の検討課題とさせていただくものです。

(2) 意見の要旨及び当該意見の処理の結果

【伊豆森林計画区】

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>Ⅱ計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (2) 森林の整備及び保全の基本方針 第3 森林の整備に関する事項 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項</p>	<p>「保健・レクリエーション機能」、「生物多様性保全機能」を果たす国有林は、「天城高原ふれあいの郷」のように国民に利活用されている森林も含まれることを確認するとともに、国民に利活用される森林についても「保健・レクリエーション機能」、「生物多様性保全機能」があることを計画書に明記すること。</p>	2	<p>「天城高原ふれあいの郷」含め国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する旨、「伊豆国有林の地域別の森林計画書」Ⅱ-第2-(2)-エに記載しています。</p> <p>また、生物多様性保全機能は、国民に利活用される森林を含めすべての森林で発揮される機能と考えており、その旨Ⅱ-第2-2-(2)-オに記載しています。</p>
	<p>「保健・レクリエーション機能」、「生物多様性保全機能」を維持するため、一部有害鳥獣や狩猟鳥獣を除き、希少野生動植物の保護について、国有林利用者に対し、継続的かつ効果的な啓発を行うこと。</p>	2	<p>今後とも、地域の国有林を管轄する森林管理署の日ごろの業務の中で、入林される皆様に、違法な植物の採取や伐採等、法令上の禁止行為や入林のマナー等について普及・啓発に努めていきたいと考えています。</p>
	<p>「生物多様性保全」の観点から、改正自然公園法と足並みを揃え、保護の必要な種または狩猟鳥獣を除き、野生動物の餌付けを全面禁止することを明記すること。</p>	3	<p>自然公園法は国有林にも適用されることから、国有林内の行為についても、自然公園法により同様に取られることとなります。</p> <p>なお、「国有林の地域別の森林計画」は、国有林の森林の整備及び保全の目標等を定めるものであり、野生動物の餌付けの禁止について規定する性格のものではないことをご理解願います。</p>
	<p>犬や猫等ペットの放し飼いの禁止について、計画に盛り込むこと。</p>	4	<p>「国有林の地域別の森林計画」は、国有林の森林の整備及び保全の目標等を定めるものであり、動物の飼育等を規定する性格のものではないことをご理解願います。</p>

3 その他

令和3年11月2日に告示し令和3年11月2日から令和3年12月1日まで縦覧に供した各計画書(案)の記載事項のうち、記載内容等に関し一部錯誤がありましたので、訂正しております。